

福祉・介護職員処遇改善加算等に基づく取り組みについて

社会福祉法人 高柳福祉会

当法人は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額算定に関する基準に定める加算を取得し職員の賃金向上に努め、職場環境をより良くするための取り組みを行っています。

○福祉・介護職員処遇改善加算について

処遇改善加算Ⅰを取得しています。

厚生労働省から出されている分配方式を参考に常勤換算数に応じて計算しています。

毎月支給しています。

	グループ分け基準		令和1年度分配実績	支給項目
Aグループ	サービス管理責任者 サービス提供責任者 児童発達管理責任者	※分配対象外：法人持ち出し 月40,000円	7名	役務手当
Bグループ	Aグループ以外の介護・福祉人材	処遇改善費を常勤換算数に応じて分配	53名	処遇改善手当
Cグループ	この加算の分配対象とならない 介護・福祉人材	※分配対象外：法人持ち出し Bグループの分配額に準ずる	3名	その他の支給

※なお、令和2年度においてはBグループだった方の中から要件変更によりCグループになる方ができます。

○福祉・介護職員等特定処遇改善加算について

特定処遇改善加算Ⅰを令和1年10月から取得しています。

厚生労働省から出されている分配方式を参考に常勤換算数に応じて計算しています。

まとめて3月給与にて支給しています。

	グループ分け基準	分配割合	令和1年度分配実績	支給項目
Aグループ	当法人にて通算10年以上の勤務があり 資格を持ち、その資格を使って業務にあ たっている介護・福祉人材	4	4名	処遇改善手当
Bグループ	Aグループにあてはまらない 介護・福祉人材職員	2	56名	
Cグループ	A・Bグループに当てはまらない 介護・福祉人材以外の職員	1	3名	
その他	この加算の分配対象とならない介護・福 祉人材	※分配対象外：法人持ち出し Bグループの分配額に準ずる	1名	その他の支給

※分配後端数が出た場合は、障害部門全体の研修費に充当します。

○キャリアパス要件について

福祉・介護職員に任用における職位、職責又は職務内容等の要件及び賃金体系を給与規定にて定め、全ての福祉・介護職員に周知しています。

人事評価制度による昇給制度を取り入れています。

国家資格の資格保持者に資格手当を支給しています。

職員の資質向上の為、研修委員会を設置し、広く職員の研修への参加を行っています。

また、外部から講師を招き研修会を実施しています。

○職場環境要件について

1.資質の向上

研修委員会を設置し、職員の研修受講支援を行っています。

人材育成プログラムあした式人事評価制度を取り入れ職員の資質向上を目指しています。

各事業所との共同による採用・人事ローテーション・研修を行っています。

2.労働環境・処遇の改善

雇用管理改善のための労働・安全衛生法規、休暇・休職制度を整え雇用管理改善に取り組んでいます。

子育てとの両立を目指す者の為の育児休業制度を充実させています。

ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の福祉・介護職員の気づきを踏まえた勤務環境や支援の改善を行っています。

危機管理委員会を設置し事故・トラブルへの対応マニュアル等を作成しています。

職員の健康診断を年1回実施しています。

3.その他

職員への勤務シフトの配慮・短時間勤務制度の導入をしています。

非正規職員から正規職員への転換を推進しています。

販売等を通して地域の児童・生徒や住民との交流により地域包括ケアの一員として取り組んでいます。

求人募集を行い、職員の増員による業務負担の軽減を目指しています。